

枚方市の支援教育に係る現状と今後の取り組みについて

学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

今後の枚方市の支援教育の在り方については、枚方市支援教育充実審議会において、これまでの本市の支援教育の現状や課題等を総括の上、一人一人に応じた指導方法や関係機関との連携など、支援教育の質の向上方策を含め、現在ご議論いただいているところです。本審議会での議論を踏まえ、令和6年度(2024年度)に中間答申、令和7年度(2025年度)に答申をいただき、支援教育の充実に反映していく予定です。

このたびは、令和6年(2024年)1月における枚方市の支援教育の現状と、枚方市支援教育充実審議会におけるこれまでの議論および今後の取組を報告するものです。

2. 内容

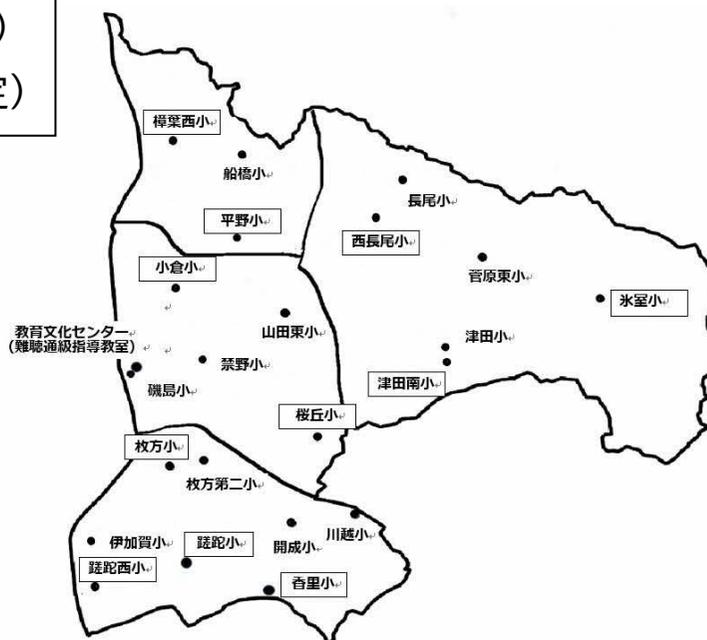
(1) 令和6年度(2024年度)の支援教育について

①学校の状況(予定)

(注)()は、対前年度増減数

	支援学級在籍 児童・生徒数	支援学級数	通級指導教室 利用者数	通級指導教室数 (総数/自校)
小学校	1,860人 (+121)	299学級 (+10)	370人 (+108)	25学級 (+3) / 12学級 (+3) 自校通級新設：香里小・蹠跚小・伊加賀小
中学校	550人 (+40)	97学級 (+2)	166人 (+74)	21学級 (±0) / 19学級 (±0)

令和6年度(2024年度)
通級指導教室設置校(予定)

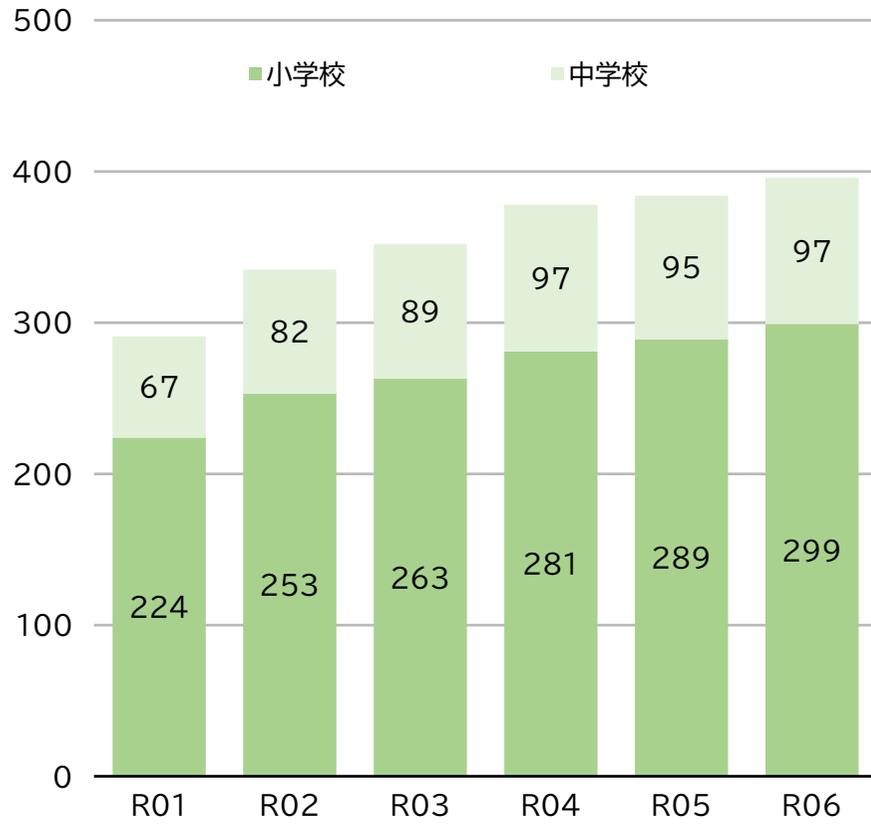


黒字：他校通級指導教室校

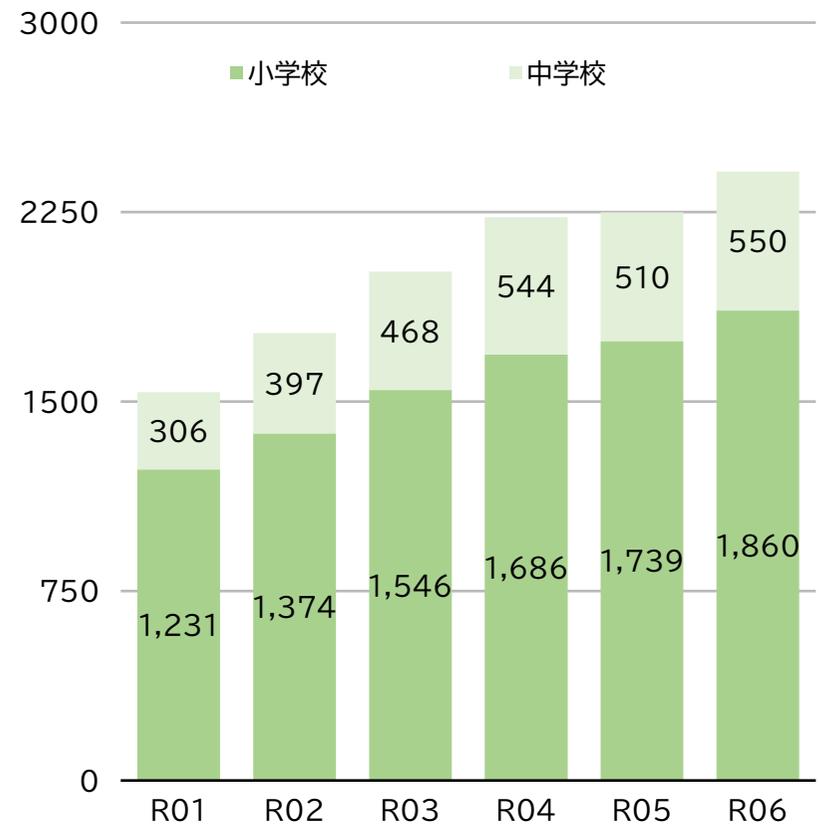
囲み字：自校通級指導教室校

※津田小・伊加賀小については、他校・自校の設置

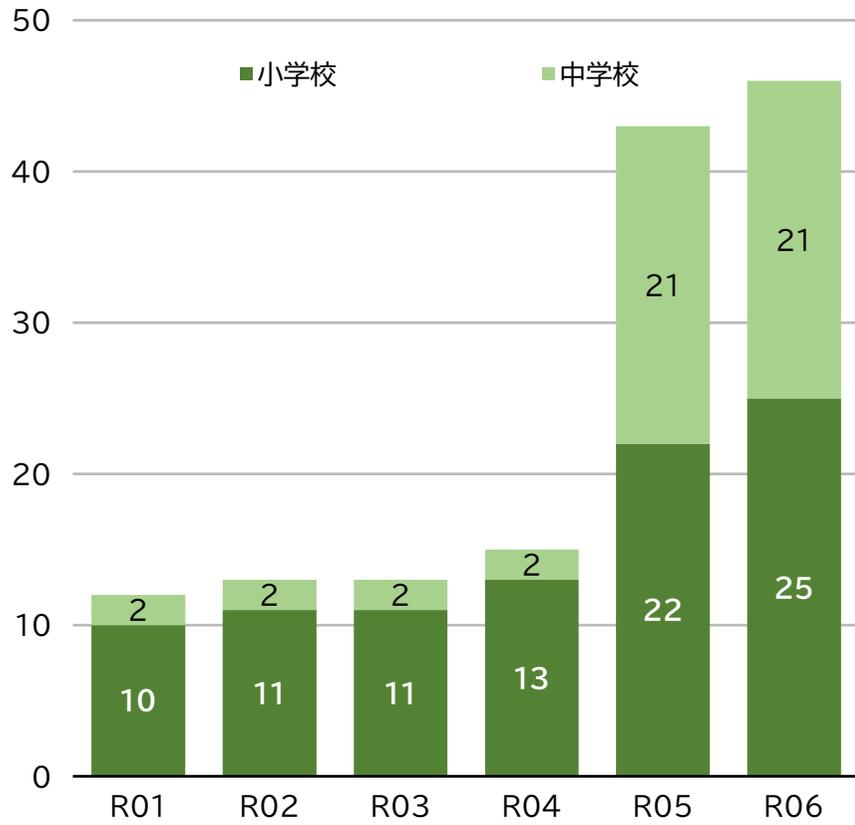
支援学級数



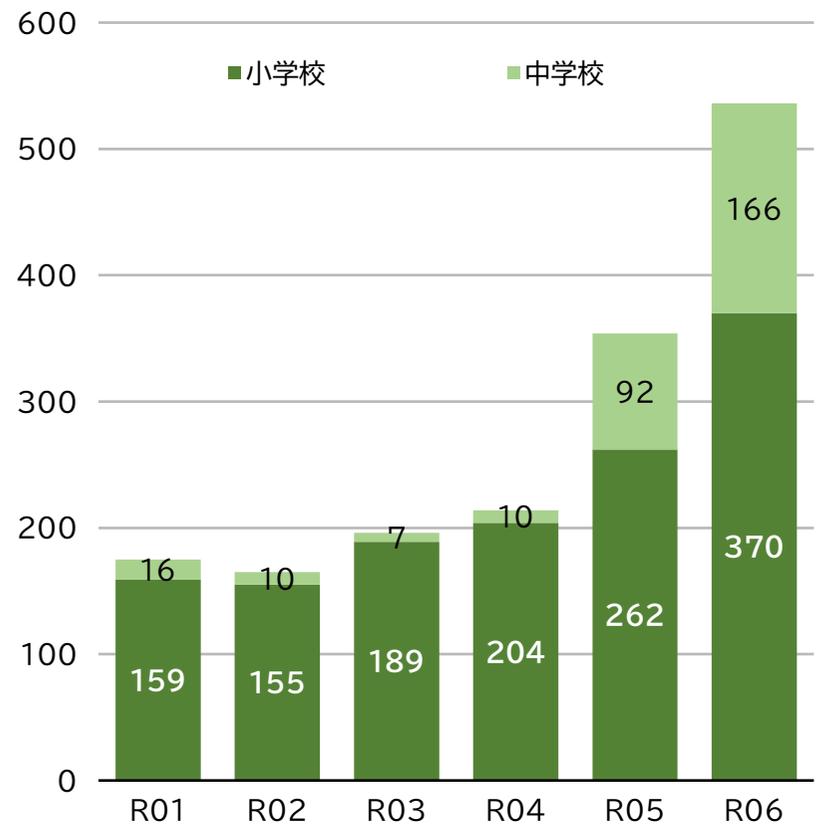
支援学級在籍児童生徒数



通級指導教室数



通級指導教室利用児童生徒数



②教職員の状況（予定）

通級指導教室：小学校 25人（府費）

：中学校 21人（府費9人、市費12人の予定）

特別支援教育支援員：小学校 30人

：中学校 19人

特別支援教育支援員は通級指導教室設置校に優先的に配置。また、支援を必要とする児童が不登校となる傾向があることから、不登校支援協力員未配置校にも優先的に配置。

③通級指導教室担当教員の研修

年間11回の研修を実施し、通級指導教室担当教員の指導力の向上に努めている。また、このほかに担当者同士の交流や定期的な地区別の研修会を実施し、好事例の共有等を行っている。

- ・第1回 4月7日(金)『通級指導教室の業務や書類作成について』
- ・第2回 5月18日(木)『指導主事による教育課程の編成に関する指導等』
- ・第3回 6月15日(木)『大阪府通級指導教室担当者研修内容の伝達講習等』
- ・第4回 6月29日(木)『子どもの自立をめざした通級指導教室の指導等』
- ・第5回 9月7日(木)『各種夏季研修内容の情報共有等』
- ・第6回 10月12日(木)『通級指導教室の指導の実際』
- ・第7回 11月9日(木)『講義・交流：読み書き困難と学習(算数, 英語)について(前半)』
- ・第8回 12月7日(木)『各地域ブロックでの教材・指導方法の情報共有等』
- ・第9回 1月18日(木)『講義・交流：読み書き困難と学習(算数, 英語)について(後半)』
- ・第10回 2月15日(木)開催予定
- ・第11回 3月21日(木)開催予定

④特別支援教育支援員の研修

- ・雇用時期を前倒しし、3月及び4月に配置前研修(合計6日間)を実施。

令和5年(2023年)3月27日(月)、3月29日(水)、3月30日(木)

令和5年(2023年)4月4日(火)、4月5日(水)、4月6日(木)

内容:業務や心構え、子どもへの対応の基本

地方公務員の守秘義務、発達障害の特性と理解

実践的なロールプレイ、意見交流、振り返り等

- ・第1回 7月14日(金)『見えない発達障がい者の特性理解について等』
- ・第2回 11月22日(水)『発達障害の基礎理解とグループワーク等』
- ・第3回 1月23日(火)『発達障がい者の特性理解を元に支援を考える』

⑤LITALICO教育ソフトの活用状況(11月現在)

- ・児童生徒の状況に応じた計画の作成が可能

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・見直し等 63校/63校(全小中学校)

- ・作成した計画に紐づいた教材の活用が可能

教材の利用、ダウンロード件数 2281件/63校

動画教材の視聴数 173件/63校

- ・効果的な活用のための校内研修の状況

訪問相談及び活用研修等の実施 6校/小学校(西牧野・五常小・枚方第二小・津田小・山田小・船橋小)

2校/中学校(東香里中・第一中)

学校の必要に応じて電話相談対応多数

(2) 枚方市支援教育充実審議会について

①現在の議論の概要（詳細は別紙参照）

- ・枚方市の「ともに学び、ともに育つ」理念について

枚方市として、インクルーシブな社会構築のためこの理念を大切にしてきた。このことについては、これからも変わらない。

一方で、「ともに学ぶ」ことだけでなく、障害に応じた個別の対応の大切さや「ともに学び、ともに育つ」の概念の共通理解に課題が見られる。

- ・通級指導教室について

枚方市は歴史的にも、障害のある子どもが通常の学級でともに学ぶことを大切にしてきた。枚方市では国の制度化に先立ち通級指導教室を充実させたことにより、その理念を体現してきた。

一方、通級指導教室は、本来通常の学級で「ともに学ぶ」ため障害による困難を克服する場であるが、単に、教科学習の補充しか行われていない場合もあるのではないか。

- ・市独自の少人数学級編制（いわゆるダブルカウント）について

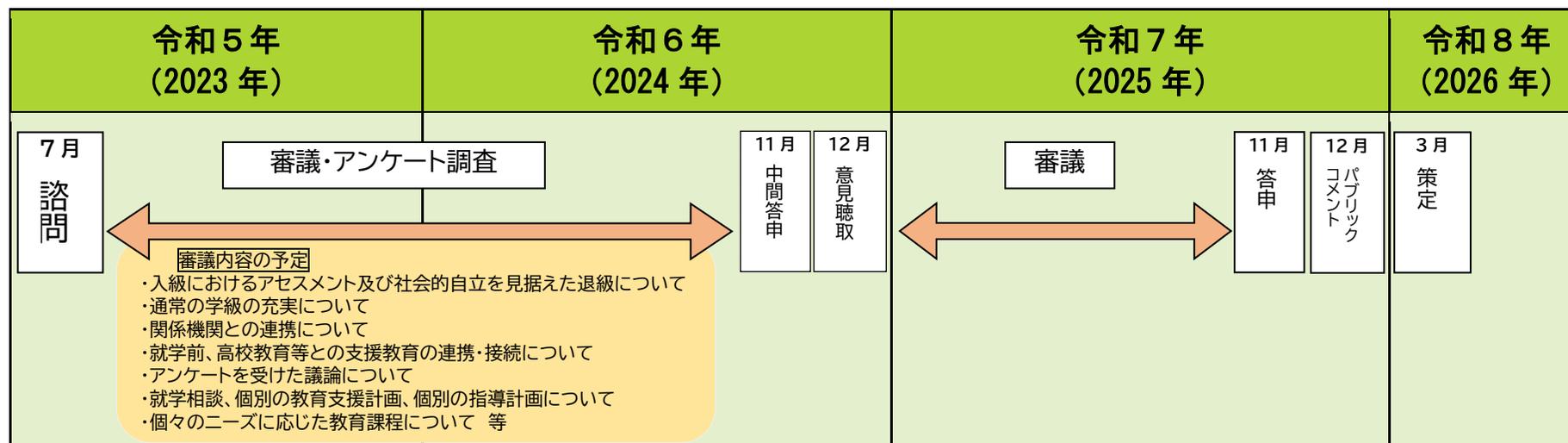
枚方市の特徴ともいえる取組であり、子ども、保護者、教員それぞれにとって、支援学級在籍の児童生徒も通常の学級の一員であるという意識醸成に大きく貢献している。

- ・学びの場の選択について

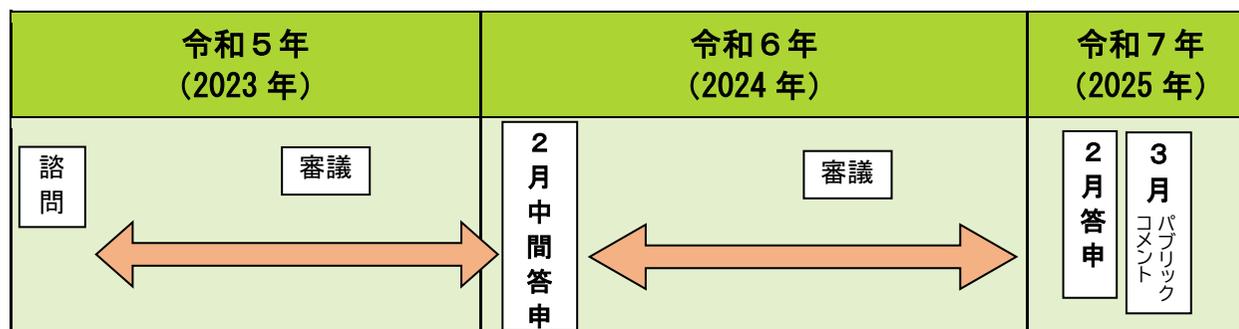
専門的な立場の方がすべての対象幼児の見立てを行っている自治体もある一方、枚方市ではすべての対象幼児に実施しているわけではない。枚方市では、保護者の意向を最大限尊重し、就学先を決定しているが、保護者がより納得して就学先を選択できるよう、専門家等の意見を踏まえた情報提供を行えるよう検討が必要。

②開催スケジュールについて（変更）

令和5年度、学校訪問の実施や現状の把握等に議論の時間を要したこと、アンケート調査で保護者児童生徒等の意見を十分に聞く期間を設けるとともに、意見聴取を実施することで広く意見を頂くこととしたため、スケジュールを変更しています。



(参考) 令和5年(2023年)4月1日当初スケジュール



3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
 施策目標 1 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

4. 関係法令・条例等

学校教育法

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

学習指導要領

障害者の権利に関する条約

子どもを守る条例

5. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 令和6年度(2024年度)当初予算

・通級指導教室担当教員 12名 74,976千円

(市費で最大12人分の教員配置を行う場合の予算。できる限り府費による配置を求めていく。)

・特別支援教育支援員(通年任用) 49名 143,034千円

・審議会委員(校長、教員は含まない) 10名 1,140千円

《財源》 一般財源

これまでの議論の確認 及び 検討事項(案)

1. 自立活動の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～
2. 支援教育での学習内容の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～
3. 個のニーズに応じた支援教育の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～
4. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
5. 枚方市における通級の沿革について
6. 少人数学級編制（市独自）の事業及び保護者の思いについて
7. 令和4年度の経緯
8. 支援学級在籍まで、及びアセスメントの流れについて（就学相談）

令和5年12月6日

1. 自立活動の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～

■審議会内で出た意見（1/2）

KEEP : 活動の意味づけが明確であるべき

- ・特に小学校は授業の中に部分的に自立活動を取り入れていくと有効的
- ・日常的に取り入れていることが効果的

PROBLEM : 時間数

- ・通級と支援学級のすみわけを明確に
- ・小集団での指導
- ・支援学級から通級に学びの場の移行判断
- ・毎日通える場が欲しい
- ・支援学級での時間を自分の障害に向き合う時間とすることが大切
- ・そもそも障害者の社会的な「自立」に向けた取組となっているか

1. 自立活動の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～

■ 審議会内で出た意見 (2/2)

KEEP : 自立活動の実施

- ・ 認知機能を高める自立活動の実施
- ・ 中学校で社会性発達を促す取組（SST等）が実施されている

PROBLEM : 自立活動の内容

- ・ 個のニーズに合っているのか（画一的な取組になっていないか）
- ・ 教科学習の補充のみになっている
- ・ 児童生徒に個別指導で対応するには学校体制的に難しさはある。
- ・ 教師が「やらせたい」「できるようにさせたい」が子どもの負担に（自己肯定感の低下でできない自分を責める→自傷行為へ）
- ・ 通常の学級の子もたちと同じ目標を設定している
- ・ 障害理解教育を同時に進める必要がある
- ・ 本人の意思が反映されていない個別の教育支援計画、個別の指導計画

TRY : 課題解決へ

- ・ 本人が自分の良いところを理解し、伸ばそうという意思を大切に（内面にある豊かなものを引き出す）
- ・ 障害に応じて、障害をよく理解した活動が必要（障害種別を適切に）
- ・ 通常の学級を充実させ、自立活動を意識した取組が必要
- ・ 本人参加型の個別の教育支援計画、個別の指導計画

2. 支援教育での学習内容の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～

■ 審議会内で出た意見

KEEP : 学習形態について

- ・小学校の見学校では1対1の授業が多かった（グループ学習のメリットも踏まえて取り組んでほしい）

PROBLEM : 誰のための教育かという視点

- ・保護者にとってどう育ってほしいかは大切な視点だが、子ども中心の内容となっているか
- ・本人が取り組みたいこととなっているのか（本人との合意形成、共通理解ができているか）
- ・障害特性に合わせて考えているか（画一的な内容となっていないか）
- ・学校という学びの場に疲れ切った状態になっている現状がある

TRY : 課題解決へ

- ・教員が専門的視野を身につけていく必要がある
- ・子どもの納得感をもって学習内容を決定していく
- ・自身の合理的配慮をしっかりと自分で把握できるようにする（どう意思表示していくか、本人が障害の理解が必要）
- ・自信をもってトライできる・チャレンジできる気持ちと環境が必要

3. 個のニーズに応じた支援教育の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～

■ 審議会内で出た意見（1/3）

KEEP : 居場所として

- ・利用している子どもたちも、通常の学級で過ごしている時間が多い（進学・社会的自立に向けた大事な視点）
- ・同じクラスの友達が別の場所でもともに頑張っている認識
- ・通常の学級の居心地を大切にしていく
- ・通常の学級の子どもたちに、配慮が必要な児童生徒の障害特性を説明する場面がある（児童・保護者との合意形成が必要）

PROBLEM : 障害理解という視点

- ・支援学級に移動するときに「行ってきます」と学級の前で言うことが負担な子もいる
- ・ともに学ぶ場は設定されているが、ともに育つ絵がいまいち見えてこない
- ・インクルーシブ教育が形だけになっているという印象がある

TRY : 課題解決へ

- ・支援学級の充実だけでなく、通常の学級の充実も必要である。
- ・不登校・外国につながる子どももしっかり、だれもがゆったり心を落ち着かせる場所を作るべき

3. 個のニーズに応じた支援教育の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～

■審議会内で出た意見（2/3）

PROBLEM：子どもの意見を聞く

- ・よかれと思って行う支援が本人のニーズとあわないケースが多い
- ・個別指導が本人のニーズにあっていない児童・生徒もいる
- ・保護者の思いではなく本人の意向に沿うべき
- ・1対1で対応できている学校がどれだけあるのか
- ・支援学級よりも、「みんなと勉強したい」という想いを持っている子どももいる
- ・中学校では支援学級に絶対行きたくないと思っている子どももいる。（親が支援学級在籍を決めたため）
- ・自閉タイプの子どものシグナルをとらえられる先生がどれくらいいるか

3. 個のニーズに応じた支援教育の在り方について～学校見学を踏まえた現状と課題の把握～

■審議会内で出た意見（3/3）

TRY : 課題解決へ

- ・教員が魅力を感じる職場にする必要がある
- ・今の教育ではしんどくなる「教員の疲弊する現状」を解消しなければならない
- ・学校の在り方を変える必要がある（こうでなければならないという縛りを柔軟に・自由度を・失敗に寛容にチャレンジできるように）
- ・保護者と学校との連携 ➡ よいところを認め合える関係
- ・子どもをどう育てたいかを共有する
- ・「チーム学校」「コミュニティスクール」「専門家等」地域の力を！
様々な視点で子共どもたちを育てる（学校だけで育てるものではない）
- ・将来を見通して一貫性のある教育を実施する（個別の教育支援計画・個別の指導計画）

4. 「ともに学び、ともに育つ」教育について

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・枚方市の「ともに学び、ともに育つ」理念についてはこれまでと変わらない
- ・支援学級に在籍している子どもたちも、通常の学級の一員としての意識をもつための理念となる

■審議会内で出た意見

○「ともに学び、ともに育つ」

- ・インクルーシブな社会構築のためには大切な理念
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の経験が社会を作るうえで大切なもの
- ・障害はスペクトラム（連続性）であるため、生活する環境によって変わる
- ・個に応じた教育的ニーズに対応することで、通常の学級でともに学ぶことができる（障害の状況によって学習内容は違ってても）
- ・障害は個性、特性であり、環境によって生み出されるもの。合理的配慮の必要性が問われている
- ・「ともに学び、ともに育つ」は、子ども、教員、保護者の意識にとっても大切な理念

《再検討項目》

- ・「ともに学ぶ」だけがインクルーシブではなく、障害に応じた対応が必要であることが理解されているか
- ・文章中の言葉の定義が明確になっていない → 概念が共通理解されていない
- ・それぞれの人々が、それぞれの立場で解釈している → 言葉を使う以上、概念を明確にする必要がある
- ・「障害のある子ども、障害のない子ども」という言葉を使う以上線引きが求められるので、定義をするか、使わないことも検討する必要があるのではないか。（「すべての子ども」という表現を使う等） 8

5. 枚方市における通級の沿革について

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・ 枚方市は歴史的にも原学級を保障している。原学級保障の考え方を大切にする
- ・ そのために大切にしてきた取組を今後も大切にしてい

■ 審議会内で出た意見

○ 学びの場としての通級指導教室

- ・ 令和4年度の経緯では、支援教育の学びが制限されるような説明だった。
- ・ 通級指導教室は、多様な学びの場の連続性を保つための手立てとなっている。
- ・ 通級指導教室を利用する児童生徒は、通常の学級に在籍となるので、「ともに学び、ともに育つ」理念と捉えられるのでは。
- ・ 枚方市は原学級保障を実現する取り組みを歴史的にも非常に早くから行われてきた。これが枚方市の支援教育の特徴ともいえる。

○ 課題について

- ・ 通級指導教室の授業時数、自立活動の内容について担当者によって見解が違ふことがある。
- ・ 学習の補充が行われている学校もあるのでは。
- ・ 現状の適切な把握が必要。

6. 少人数学級編制（市独自）の事業及び保護者の思いについて

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・ 少人数学級編制（市独自）は、枚方市として実施を継続する
- ・ 「ともに学び、ともに育つ」理念とつながっている取組として大切にする

■ 審議会内で出た意見

○ダブルカウントの実現

- ・ ダブルカウントは、日本の学級編制制度とは違うが、良さをどう活かしていくか
- ・ 枚方の特徴ともいえる取組で、原学級保障の考え方の一つになっている
- ・ 結果として、学級でともに過ごす時間や入り込み指導の実現につながっており、歴史的にも大切にされてきた
- ・ 子ども、保護者、教員にとっても、同じクラスの一員だという意識を育むものとなっている
- ・ 近隣他市についても、ダブルカウントではないが、市独自で少人数学級編制を進めている状況もある
- ・ 子どもの捉えはわからないが、教師の目が届きやすい環境となることが子どもの心理的安心につながるのではないか

○課題について

- ・ 教員不足の問題と密接につながっているため、必要な取り組みとしてどうすれば実現できるか
- ・ 人材についても、予算についても影響している問題
- ・ ダブルカウントが実現できない場合、教員の負担にもつながるため、学級が子どもたちの安心できる学びの場とならない

7. 令和4年度の経緯

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・ 審議会では、令和4年度の経緯を踏まえた議論を実施すること
- ・ 審議会についても「ともに学び、ともに育つ」を理念とすること

■ 審議会内で出た意見

○ 保護者の視点から

- ・ 支援学級の時間数だけで画一的に学びの場の決定を保護者に迫られた。
- ・ 市民請願を受けて、保護者説明会の実施や通級指導教室の設置等が決定されたため、市民請願は取り下げとなった。
- ・ 市議会でも取り上げられ、説明が不十分であった旨の謝罪があった。
- ・ 長時間の説明会でも、保護者の不安を解消することはできなかった。
- ・ 市議会会派からの要望として、撤回を含めて検討すること、拙速に実施しないこと、ダブルカウントを廃止しないことなどが提案された。
- ・ 市民請願を受けて、画一的に時間数で学びの場を決定しないことや、通級指導教室を設置するためにダブルカウントを廃止しないこと、審議会を設置することなどが決定されたため、市民請願は取り下げとなった。
- ・ 大阪府議会でも取り上げられ、再度保護者説明会（全体とブロック開催）が実施された。

8. 支援学級在籍まで、及びアセスメントの流れについて（就学相談） ‹‹再検討››

■ 審議会内で出た意見

○ 就学相談について

- ・ 小学校入学時については、例年希望者について約300件程度の就学相談を実施している
- ・ 支援学級に入級する児童については、教育委員会の指導主事による就学相談を必ず実施している
- ・ 就学相談時の説明については当日だけではなく、令和5年度より動画としたことで事前に確認できるものとなっている

○ アセスメントについて

- ・ アセスメントについては、教育委員会指導主事が園訪問と同時に行っている
- ・ 就学先の決定について、専門的な立場の方がアセスメントしている市もあるが、枚方市は指導主事のみである

○ 学びの場の選択について

- ・ 就学先の決定について、専門的な立場の方がアセスメントしている市もあるが、枚方市は指導主事のみ
- ・ 他の自治体では、診断を受けていることが支援学級在籍の条件になっているところもあるが、枚方市は条件として設定していない
- ・ 資料を見ると、学びの場の選択を迫られている印象を受けるが、通常の学級からスタートして柔軟に対応できないか
- ・ 現行の学習指導要領では、知的な遅れのある子どもたちは「生活単元学習」や「作業学習・日常生活の指導」など、教科等を合わせた指導を行うことができるようになっており、一方自閉症、情緒障害等の知的な遅れのない子どもたちは、通常の学級に準じた指導として通常の学級と同じ学習をするなど教科等を合わせた指導を行うようになっている
- ・ 最終決定権は保護者であるが、他市では支援学級を選択せざるを得ないような状況で迫られる場合がある
- ・ 枚方市は、保護者の意向を最大限に尊重することを明文化しているため、重い障害があっても、地域の学校を選択できる
- ・ 自閉症・情緒障害学級に在籍している子たちは、厳密に言えば知的な遅れはないはずだが、通常の学級で学ぶことができないことで学習に遅れが生じているケースもある。柔軟に対応する必要があるのでは。 12

8. 支援学級在籍まで、及びアセスメントの流れについて（就学相談） ‹‹再検討››

■再検討事項

- ・ 枚方市の児童生徒にとって、より良い就学相談の在り方とは何か
- ・ 枚方市の児童生徒にとって、最適なアセスメントの方法とは何か
- ・ 枚方市の児童生徒にとって、適切な学びの場の選択とは何か